

○岡山県迷惑行為防止条例

(昭和 38 年 9 月 17 日条例第 40 号)

改正 昭和 59 年 12 月 25 日条例第 33 号 昭和 63 年 3 月 11 日条例第 17 号

平成 4 年 3 月 24 日条例第 2 号 平成 25 年 12 月 20 日条例第 80 号

平成 28 年 3 月 22 日条例第 28 号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例をここに公布する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もつて県民生活の平穩を保持することを目的とする。

(粗暴行為の禁止)

第 2 条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、埠〔ふ〕頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入することができる場所(以下「公共の場所」という。)又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第 3 条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物(次号及び次項において「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体(次項において「下着等」という。)をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下この条において「写真機等」という。)を用いて撮影し、若しくは撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。(次項及び第 3 項に該当するものを除く。)

2 何人も、正当な理由がないのに、衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者の下着等の映像を見、又は撮影してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、事務所、学校、病院、公衆浴場その他の多数の者が

集まり、又は利用する施設のうち、人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所にいる者の姿態をのぞき見し、又は写真機等を用いて撮影し、若しくは撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置してはならない。

(嫌がらせ行為の禁止)

第 4 条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対する恨み、ねたみその他の悪意の感情又は恋愛感情その他の好意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第 2 条第 1 項に規定するつきまとい等を除く。)を反復して行つてはならない。ただし、第 1 号から第 4 号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(第 1 号において「住居等」という。)の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他の電気通信の手段を用いて送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(不当な金品の要求行為(たかり行為)の禁止)

第 5 条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動で金品を要求してはならない。

(押売行為等の禁止)

第 6 条 何人も、住居その他の人の現在する建造物を訪れて、物品の売買、配付、貸付け、修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集(以下「売買等」という。)を行なうに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犯罪の前歴又は暴力的性行をほのめかし、住居、建造物、器物等にいたずらする等不安又は迷惑を覚えさせるような言動をすること。
- (2) 売買等の申込みをことわられたのかかわらず、執拗〔よう〕に物品を展示し、若しくはあさり、又はすわりこむ等すみやかにその場から立ち去らないこと。
- (3) 依頼又は承諾がないのに、物品の配付、貸付け、修理若しくは加工、広告の掲載、遊芸その他役務の提供を行なつて、その対価を執拗に要求すること。
- (4) 身分、物品の価格若しくは内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動をすること。

2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、売買等を行なうに際し、前項第 3 号又は第 4 号に掲げる行為をしてはならない。

(不当な客引行為等の禁止)

第 7 条 何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について客引きをすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとう等不安又は迷惑を覚えさせるような方法で客引きをすること。

2 何人も、前項第 1 号に規定する客引き(売春の相手方となることについての客引きを含む。)をする目的をもって、岡山市及び倉敷市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域及び商業地域の区域内の公

衆の目に触れるような場所において、うろつき、又はたむろして、客待ちをしてはならない。

3 警察官は、前項の規定に違反して客待ちをしていると認められる者に対し、当該客待ちをやめるべき旨を命ずることができる。

(迷惑ビラ等の配布行為等の禁止)

第 8 条 何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、わいせつな行為の相手方となるように誘引する内容のビラ、カードその他これらに類するもの(次項において「迷惑ビラ等」という。)を配布してはならない。

2 何人も、公衆の目に触れるような工作物又は立木に、迷惑ビラ等を、はり付けその他の方法により、掲示してはならない。

(乗車券等の不当な売買行為(だふや行為)の禁止)

第 9 条 何人も、乗車券、急行券、指定券、寝台券その他運送機関を利用しうる権利を証する物又は入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用しうる権利を証する物(以下「乗車券等」という。)を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的

を有する者に交付するため、乗車券等を公衆に発売する場所において買い、又は公衆の列に加わって買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所において、不特定の者に売り、又は人につきまとって売ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供与行為(しよばや行為)の禁止)

第 10 条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対し、座席若しくは座席を占めるための行列の順位又は駐車場所(以下「座席等」という。)を占める便益を対価を得て供与し、又は座席等を占め、若しくは人につきまとって座席等を占める便益を対価を得て供与しようとしてはならない。

(景品買い行為の禁止)

第 11 条 何人も風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業(まあじやん屋を除く。)の営業所又はその付近において、当該営業を営む者が客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は客につきまとって、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第 12 条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇又は水上スキーを操縦して、疾走し、急回転し、縫航する等により、遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(罰則)

第 13 条 第 3 条又は第 4 条の規定に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項に規定する違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 14 条 第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項又は第 8 条から第 12 条までの規定に

違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項に規定する違反行為をした者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 15 条 第 7 条第 3 項の規定による警察官の命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に

処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 押売等防止条例(昭和 32 年岡山県条例第 31 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした押売等防止条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 59 年 12 月 25 日条例第 33 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 11 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 63 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 3 月 24 日条例第 2 号)

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 80 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日条例第 28 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。(以下略)

(特例)

2 略

3 略

4 略